

## 「南箕輪村消防団員応援ショップ事業」実施要領

### （目的）

第1条 この事業は、南箕輪村消防団員に対して、店舗からサービス等の特典を提供いただくことにより、南箕輪村消防団を応援していただき、消防団員確保による村内の防災力強化に寄与することを目的とする。

### （応援ショップに関する基本的な考え方等）

第2条 応援ショップは、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要領におけるサービス等とは、消防団員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

### （登録）

第3条 応援ショップに登録しようとする店舗及び施設等は、別紙南箕輪村消防団員応援ショップ登録申込書を南箕輪村消防団本部（役場総務課管理防災係内）に提出するものとする。ただし、次に掲げる店舗及び施設等については、登録を行わないこととする。

- （1） 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- （2） 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- （3） 宗教活動及び政治活動に関するもの
- （4） 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- （5） 前各号に掲げるもののほか、南箕輪村消防団長が応援ショップへの登録が適当でないと認めるもの

### （表示証の交付）

第4条 応援ショップの登録を行ったときは、当該事業所に表示証を交付する。

### （表示証の表示）

第5条 応援ショップは、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- （1） 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- （2） パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

### （団員証明証の提示）

第6条 消防団員は、応援ショップからサービス等の提供を受ける場合に、南箕輪村消防団員証明証（以下「団員証明証」という）を提示しなければならない。また、応援ショップは、団員証明証を提示した団員に対して、その身分等を証明する書類の提

示を求めることができる。

（協力又はサービス等の提供の停止・変更）

第7条 応援ショップは、団員及びその家族に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援ショップは南箕輪村消防団本部（役場総務課管理防災係内）にその旨を連絡しなければならない。